

經濟環境委員會記錄

[第2日目]

1 日 時 令和2年3月16日（月曜日）

開 会	午前10時40分
休 憩	午前10時53分
再 開	午前11時24分
休 憩	午前11時44分
再 開	午後 1時13分
休 憩	午後 1時15分
再 開	午後 2時05分
閉 会	午後 2時15分

2 場 所 第 3 委 員 会 室

3 出席委員 8人

委員長	江 西 照 康
副委員長	金 谷 幸 則
委 員	木 下 章 広
//	島 隆 之
//	東 篤
//	佐 藤 則 寿
//	金 厚 有 豊
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【環境部】

部長	伊藤 曜一
理事（環境センター所長）	牧 修司
部次長	藤村 勝詞
参事（環境センター次長・管理課長）	茶木 聖一
環境政策課長	小川 徹雄
環境保全課長	飯田 哲
環境センター業務課長	高土 春樹
環境政策課主幹（調整担当）	田近 淳
環境政策課主幹	小林 将司
環境保全課主幹	東 覚
環境センター管理課主幹	谷井 康修

【商工労働部】

部長	大場 一成
部次長	杉谷 要
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	関野 孝俊
参事（公営競技事務所長）	佐野 浩之
商業労政課長	古西 達也
工業政策課長	片山 正和
薬業物産課長	西田 清和
観光政策課長	高橋 洋
職業訓練センター所長	木下 満
牛岳温泉スキー場所長	中澤 栄三
商業労政課主幹（調整担当）	山崎 悟

【農業委員会事務局】

事務局長	大森 典明
事務局次長	黒田 光晴

【農林水産部】

部長	山口 忠司
部次長	高嶋 善秀
部次長（技術担当）	井水 清智
農林事務所長	谷井 政人
地方卸売市場長	経塚 達也
参事（農業水産課長）	本林 成元
参事（農村整備担当）	前田 信康
農政企画課長	高田 興真
森林政策課長	桐溪 修一
農村整備課長	前田 剛
農林事務所農業振興課長	梅田 一好
農林事務所農地林務課長	谷崎 友紀
地方卸売市場次長	野村 学
営農サポートセンター所長	山崎 晃
農政企画課主幹（調整担当）	岡地 睦美
農政企画課主幹	余川 洋成

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課主査	本田 宏之
議事調査課主任	河原 絢加

7 会議の概要

委員長 ただいまから、経済環境委員会を開きます。
これより、経済環境委員会環境部所管分に入ります。

議案第53号 財産の無償譲渡の件
を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

環境センター次長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑
を終結いたします。

これより、議案第53号の討論に入ります。
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
次に、環境センター岩瀬環境事務所の廃止について、当局の報告を求めます。

環境センター次長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明につきまして、何か質問はありませんか。

東委員 直営力という言葉なのですが、これは直営の職員数、委託先の職員数でパーセンテージを出すのか。あとは実際に収集しているトン数といいますか、量で見ているのか、定義みたいなものはあるのでしょうか。

環境センター次長 収集している量です。民間の業者が集めている量と直営で集めている量で計算をしております。

東委員 もう1点ですが、現在の直営力50%とありますが、現在50%で、要するに1対1であ

るというものを、廃止した後も1対1であるということなのではないでしょうか。

環境センター次長 おっしゃるとおりです。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 この際、富山市の騒音規制法について委員として質問させていただきたいと思いますので、副委員長と交代いたします。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長 委員長に代わりましてしばらく委員長の職務を行います。
それでは御質問のある方。

江西委員 今回の定例会におきまして、私は「令和の富

山市の環境」という冊子の中で、騒音規制法に基づいて規制をかける区分の表から市街化調整区域が抜けていることについて一般質問させていただきました。

そのことについて、市街化調整区域は騒音規制法の対象外であるというふうなお話があったのですが、騒音規制法の法律を読み進めますと、用途地域の定めのある地域の状況等を参考にして、地域の区分の当てはめを行うことというふうになっておりまして、他の市町村を見ますと、第1種住居地域、第2種住居地域と準住居地域と、概ね同じエリアに市街化調整区域というのを当てはめているというふうに私は理解しますが、環境部の見解をこの場で伺わせていただきたいと思います。

環境保全課長 本市の騒音規制法の対象は、市長が市街化区域ということで現在定めておりまして、富山市の場合は、騒音規制法上、市街化調整区域は対象外だという認識でおります。

そこは、法律的には追加することができると思いますか、みなすということではなくて、市街化調整区域を追加する、その地域を騒音規制法の適用にするというふうな、地域として追加することはできるという解釈だと私は

思っております。

江西委員 追加することができるというふうな言葉も確かに見つけられるのですが、当てはめるところとするというふうに私は解釈というか、そういうふうに関実に記載されているわけですね。これは、用途地域の定めのないところも当てはめることができるということに加えて、市街化調整区域は用途地域かということになるわけですが、一応明確に分けているところは当てはめるべきであるというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

環境保全課長 当てはめるべきという解釈ではないと私は思っております。

江西委員 この場でも議論が尽きないと思いますので、また改めさせていただきます。

副委員長 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

副委員長 ないようですので、ここで私の委員長としての職務は終了いたしました。委員長と交代いたします。

〔副委員長と委員長の交代〕

委員長 ありがとうございます。
その他、質問はないですね。

〔発言する者なし〕

委員長 以上で、経済環境委員会環境部所管分を終了
させていただきますと思います。

午前10時53分 休憩

~~~~~

午前11時24分 再開

委員長 引き続き、経済環境委員会商工労働部所管分  
の議案の審査を行います。  
議案第41号 富山市自転車競走実施条例の  
一部を改正する条例制定の件、  
議案第42号 富山で働き・学ぶ生き方応援  
奨学基金条例制定の件、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

公営競技事務所長 〔議案第41号について、  
議案説明資料により説明〕

職業訓練センター所長 〔議案第42号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。  
これより、議案第41号、議案第42号、以  
上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第41号、議案第42号、以  
上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。

以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、商工労働部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

佐藤委員

1つ、これは意見だけですけれども、新型コロナウイルスの感染が世界中で広まっております。富山市内はまだ感染者は出ていませんけれども、中小企業等の国の支援策も矢継ぎ早に出ているわけです。

富山市は新年度予算でもこれまで以上に中小企業の支援策を様々打ち出しているわけです。新型コロナウイルスの影響が大きいのだろうと思うのですが、現状で既に中小企業の経営相談を行っているうち、その相談件数等についてお聞かせください。

商業労政課長

今、佐藤委員がおっしゃったとおり、商業労政課の窓口におきまして、新型コロナウイルスを要因とした企業に対する融資の相談を行っております。3月ぐらいからかなり融資の相談が出てまいりまして、3月13日、先週の金曜日までに32件の御相談を頂いております。

事業者からの相談といたしましては、飲食業がやはり多いということ。あと、建設業は水

回りの部品を中国で作っておりまして、部材が不足しているというようなお話をよく聞きます。それからサービス業、フィットネスジムですとかイベント企業からの御相談が多くなっております。

佐藤委員 実際、市単独の支援策を今後講じるというのはなかなか難しいとは思いますが、現状、国のほうの支援策で、市当局としてどのように経営者の方だとか、いろいろな相談に対応しているのかもお聞かせください。

商業労政課長 例えば、新型コロナウイルスを要因として国の融資を受ける際、認定というものを受ければ別枠の保証額でお借りすることができます。また保証料が非常に安く、0.5%になるというものがございますが、その認定につきましては市のほうで行っております。認定件数は国、県の融資を合わせまして、3月13日、これも先週の金曜日現在でございますが、21件の認定を行っているところであります。

佐藤委員 多分、今後さらに相談が増えていく、これはもうやむを得ないといったことは富山市においても状況は一緒だと思います。

人為的なサポートも必要なのかどうか、私は分かりませんが、皆さんも大変お忙しくなるのではないかなということも危惧をしておりますが、今後の対応についても少し、想定される取組をお聞かせいただければと思います。

商業労政課長 国や県などは、融資の保証枠をかなり設けておりまして、融資に関しては、今のところは十分なのかなというふうに考えております。ただ、この状況が底ではなくて、さらに引き続きこういった状況が続くというふうに想定いたしますと、経営がかなり悪化する業種、企業が増加すると思われれます。現在といたしましては、状況を注視しながら、場合によっては新たな支援策というものも考えていくときが来るのかなと思っております。

佐藤委員 ありがとうございます。知り合い等でも本当に中小企業は悲鳴を上げておりまして、中小企業診断士からも、廃業しなければいけないというようなところまで相談を受けているというような状況も聞いています。借入金の返済を1年間ぐらい凍結してほしいという声などに対して、今後また、国等も様

々な施策を行うだろうと思っておりますので、変化があったごとに、速やかにそういったことに対応できる体制をしっかりと組んでいただきたいと思います。

要望もあるのですが、重ねて部長、何か意見などはありますか。

商工労働部長 今、商業労政課長が説明したとおりでありますけれども、国においては先般、第2次の対応として、中小企業に対して無利子また無担保融資の実施も決められたようでございます。そういった動きも注意深く見守りながら、本市も必要に応じてさらなる対応について、その際には検討してまいりたいと考えております。

金厚委員 部長にお話を聞かせていただきます。  
競輪場の話をお聞かせ願えますか。  
管理会社は今まで富山市と賃貸契約をしていたと思いますが、その期間や金額的なものはどのようなものなのですか。

商工労働部長 従前、岩瀬の榊田酒造店さんが施設管理会社ということで、売上げの4%と、電話投票分については売上げの0.6%ということで、借上料をお支払いしていたということです。

金厚委員 4%と0.6%というのは、金額的に1年でどのくらい支払われたのですか。

公営競技事務所長 大体2億円前後の金額が支払われていると思います。細かいものは、ちょっと今は……。

金厚委員 今ほど部長のほうから名前が出ました榊田酒造店さんが第三者に競輪場を売却したと。今現在、富山市が契約している競輪場の敷地部分を売却して、最終的に一部分だけを売却したのか全体なのか、その辺も何の報告もないので分からないのですけれども、売却したと。そうなってくると、買われた第三者とはどのような契約になるのかというのをお聞かせ願えますか。

公営競技事務所長 今回売買されたところにつきましては、競輪場本体—バンクや施設が建っているところがほとんどです。また、駐車場の一部も売買され、敷地的には売られなかった部分も一部あります。

金厚委員 毎年2億円、富山市のほうから支払いをしているわけなのだけれども、相手方が変わるといって一民と民の契約ですから、とやかく言う問題ではないのですけれども一当然そ

これは議会に報告があってしかるべきだと思うのですが、まだ何も報告が一切ないのです。これは誰が返答するのかな。

商工労働部長 その件につきましては、榊田酒造店さんと新たな所有者一チャリ・ロトという会社でございますが、2月の下旬に売買の契約を結ばれたという報告はその時点で受けました。自転車競技法上、所有者の移転ということについては、私どもの合意も必要ないということでございます。民民の契約ということで、市から法人と法人の情報をお話しできなかったというところはございます。議会への報告については、最近の話だったものですから、また改めて対応について考えさせていただきたいと思っております。民民の契約ということで、事前に報告できなかったということで、御了承いただければと思います。

金厚委員 今までの榊田酒造店さんとの契約がチャリ・ロトへそのまま契約が移りますよね。富山市との契約期間はどうなっているのですか。

公営競技事務所長 契約期間につきましては、当初契約した中か



らの継承ということですから、富山競輪を廃止するまでという形になっております。

金厚委員 今ほどのお話ですけれども、富山競輪を廃止するまで契約が続くということなのですね。それでよろしいですね。

商工労働部長 そのとおりです。競技法上、富山市が施行者として事業をやっている間は続くということでございます。

金厚委員 廃止するまで続くということは、逆に相手方のことを心配する必要はないのだけれども、それなりの対価で買っているはずなのですよ。私の手元にも金額が来ています。それだけの金額を投資して、例えば富山競輪が2年ほどで廃止しますよとなったときに、その投資金額が全部吹っ飛んでしまう話ですよ。その辺は、相手のチャリ・ロトさんは理解しているのですか。

商工労働部長 チャリ・ロトさんは一今も申し上げたとおり、民民の契約で、私どもはそういった御相談も受けておりません。未来の、何年続くとかということも、私どもとすれば相手方、チャリ・ロトさんや榊田酒造店さん側から確認は

ございませんので、一切コメントしておりません。

金厚委員

そうなってくると、何年続くか分からないのに投資する企業がいるということは、極端に言ったら1億円や2億円の金額ではないでしょう。桁が違うでしょう。

そういった大きな金額で買収している土地をそういった企業が受けるということ自体が、富山市と裏に密約があるのかどうか、何年間かは続けますよとか、そういうようなものがあるのではないかなという心配も私はしているのだけれども、どのようなものですか。

商工労働部長

幾らで売買されたかについて、実は金額については、私どもは一切承知しておりません。民衆という中で、相手方がどういうふうになるのかということと、今金厚委員がおっしゃいました密約とか、そういったものも一切ございません。

私どもは榊田酒造店さんとチャリ・ロトさんの契約については一切関知していませんので、そういったことはございません。

金厚委員

もう1点、チャリ・ロトさんが施設も全部買ったわけですね。その改修や修繕、あるい

は手入れなど、そういうようなものはどうい  
うふうな話になるのか、そこら辺の話はもう  
しているのですか。

公営競技事務所長 それにつきましては、今後改修計画を出して  
くださいというふうにこちらのほうから申し  
入れております。

金厚委員 申し入れているというのは、返事はまだ来て  
いないということですか。

公営競技事務所長 はい。

金厚委員 うわさがうわさと呼んできていろいろな話が  
入ってくるものですから、確かに民と民の関  
係で金額までは知らないというのは、それは  
それで結構なのだけれども、ちょっとやそっ  
との金額ではないから、富山市がそれを借り  
上げる以上は、当然注視して見ていないと話  
がおかしいと思うのだけれども、どうですか。

商工労働部長 金厚委員御指摘のとおりでございます、私  
どもが事業者として借り上げているという中  
では、当然新しい所有者さんと連携を図りな  
がら事業を進めてまいりたいと思っております。

金厚委員           それともう1点、当然競輪の事業というのは経済産業省も関与してくると思うのですけれども、その辺の省からの許可とか、そういうものの所在はどうなっているのですか。

公営競技事務所長   届出につきましては経済産業省のほうへ提出することになります。  
施設を所有している者が届け出ることになっておりますので、届出書の書類には富山市の名前は入りません。

委員長           ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、経済環境委員会商工労働部所管分を終了いたします。

午前 11時44分 休憩

~~~~~

午後 1時13分 再開

委員長 経済環境委員会を再開いたします。
これより、農業委員会事務局所管分に入ります。

す。

本委員会に付託された案件及び議決不要の報告案件がありませんので、農業委員会事務局所管分で何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で農業委員会事務局所管分を終了いたします。

午後 1時15分 休憩

~~~~~

午後 2時05分 再開

委員長            経済環境委員会農林水産部所管分の議案の審査を行います。  
議案第43号 富山市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第44号 富山市漁港管理条例の一部を改正する条例制定の件、  
議案第45号 富山市林道条例の一部を改正する条例制定の件、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

地方卸売市場次長 〔議案第43号について、  
議案概要書により説明〕

農業水産課長 〔議案第44号について、  
議案概要書により説明〕

農林事務所 〔議案第45号について、  
農地林務課長 議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

島委員 漁港管理条例の一部改正の件ですが、今の説明だと1か月から10年に変わることでどういう利点があるのかということが伝わりませんでした。これを変えることによって変わることは何なののでしょうか。

農業水産課長 この占用期間を延ばすことで、陸揚げや集出荷機能などを拠点漁港に集約化するなど、漁港機能の再編・集約化、あるいは機能が集約された漁港につきましては、漁港を有効活用することが重要な課題となっていることから、民間等の導入も視野に、増養殖の場や漁村のにぎわい創出などに資するために延ばすこととしております。

島委員           もう少し端的に、1か月を10年に延ばすことによってこんなことが可能になるとか、今までこういう煩雑なことがあったのがしなくて済むというような、そこについてもう少し説明はないでしょうか。

農業水産課長    漁港施設等につきましては、現在のところ富山の所管する漁港ではないのですけれども、全国的に民間等が施設を利用しながら漁港あるいは漁村地域の活性化をする施設等を建てている例が実際にございます。  
民間が入るとなりますと、1か月や3年だと期間が短くて、やはり不安を感じてなかなか入り切れないと。そういうこともございまして、10年に延ばす形に変更するという事です。

島委員           分かりました。

委員長           ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第43号から議案第45号ま

で、以上3件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第43号から議案第45号まで、以上3件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終  
了いたします。  
次に、農林水産部所管分で議案以外に何か質  
問はありませんか。

柞山委員

先ほど商工労働部所管分の審査時に佐藤委員  
のほうから、新型コロナウイルス関連の雇用  
等のお話がありました。  
今日から富山市では学校が再開されているか  
と思いますが、学校給食に係る富山市産の農  
産物一保存の利くものであれば冷凍なり、あ



るいは穀類であれば保存も利くのですが、とりわけ牛乳を学校給食に入れておられる市内業者もおられるやに聞いております。

そういう場合は、いきなり販路拡大できないので相当量を廃棄するといったようなことが懸念されますが、こういうことについて、市の農林水産部として何か把握しておられるのかお聞きします。

農業水産課長 市内の酪農家の方につきましては、北陸酪農業協同組合連合会を通して生乳を乳業メーカーのほうに販売している形になっております。このような形を取っているために、乳業メーカーから直接酪農家に対して出荷制限あるいは停止を要請されるということはないというふうに聞いており、また北陸酪農業協同組合連合会と酪農家の間においては、原乳の販売価格が定められていることから、現在のところ酪農家の方に大きな負担が生じることはないというふうに考えております。

柞山委員 ありがとうございました。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、経済環境委員会農林水産部所管分を  
終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されま  
した全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一  
任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和2年3月定例会の経済環  
境委員会を閉会いたします。

令和2年3月定例会  
経済環境委員会記録署名

委員長 江西 照 康

副委員長 金 谷 幸 則

署名委員 金 厚 有 豊

署名委員 柞 山 数 男